

京都市告示第 526 号

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定します。

平成18年3月1日

京都市長 梶本 頼 兼

1. 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
主要府道 南インター竹田線	京都市伏見区竹田真幡木町46番地の17地先から同区竹田中川原町38番地の1地先まで
市 道 上鳥羽竹田線	京都市南区上鳥羽卯ノ花40番地地先から伏見区竹田真幡木町46番地の17地先まで
市 道 油小路通	京都市南区西九条東島町63番地の1から同区西九条東柳ノ内町4番地地先まで

2. 指定する期日 平成18年4月1日

(建設局道路部道路明示課)